中期経営計画２０２６

（2022 年（令和４年）４月～
2027 年（令和９年）３月）

公益財団法人神戸市民文化振興財団
2022 年（令和４年）３月

中期経営計画２０２６策定にあたって

公益財団法人神戸市民文化振興財団は 2022 年度を初年度とする 5 年間の中期経営計画を策定します。これまでも同様の計画を立ててきましたが、今回は旧来のものとは質の異なる計画を目指しています。それは、神戸の表玄関である三宮の再整備事業が動き出し、2023 年度に開館 50 周年を迎える神戸文化ホールに代わる新・文化ホール（大ホール）の建設など、神戸の文化芸術に大きな変化が起きる直前の時期だからです。

神戸市を取り巻く情勢は厳しさを増しており、中でも人口減少は深刻で政令指定都市では 5 位から 7 位に後退し、数年後には 150 万人を割り込みかねない事態です。三宮再整備などを起爆剤として文化芸術分野でも人口を支える街の魅力づくりに寄与することが当財団にもより求められています。

そのため、新しい中期計画では単に集客数や利益を追いかけるのではなく、神戸の魅力発信や市民の満足度などに直結する財団のソフトパワー向上に力点を置きます。運営する各施設も主体的な利用をさらに心がけ、企画力において全国トップレベルを目指します。また、地域との絆をより太くして積極的に社会貢献していきます。世界的潮流となっている国連のＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）に沿った住みやすいまちづくりや社会包摂、多文化共生なども計画の随所に反映させます。

今回の計画は策定して終わりではありません。職員が日々の業務の中で指針となるよう、常に社会情勢や実績と照らし合わせ、現状と合わない目標は修正し、具体的にゴールが見える内容とする所存です。

令和４年３月

理事長

中期経営計画2026概念図

財団の目的	神戸市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与する

令和８年度以降

新・神戸文化ホール大ホール開設
－運営を担いうる実力を備える－

(※)シティプロモーション
街のイメージを高めるため、都市の魅力を訴求する活動
(※)シビックプライド
そこに住んでいることに幸福を実感できること

5年後に向けて財団が目指すこと

1. シティプロモーション(※)の進展
2. シビックプライド(※)の浸透・醸成
3. 組織の活性化・経営基盤の強化

2026年度（令和８年度）末に向けた基本方針

１．神戸からの創造・発信を行う
(KPI例:企画・製作及び発信型事業を年１演目以上実施)
２．地域社会の絆をつなぐ
(KPI例:講座参加者数20%増)
３．くらしと芸術文化をつなぐ
(KPI例:市民ネットモニターアンケート「過去１年間で芸術文化を鑑賞した人の割合80%以上)
４．学ぶ、トライするを支える
(KPI例:市内小学生が実演芸術を経験する　小学校期間中に１回以上)
５．経営を安定化する
(KPI例:助成金等の新規申請及び獲得　毎年度新規１件以上増)

今後起こること
・新中央区文化センター開設(R4.7)　・なでしこ芸術文化センター開設（R4.9）・KAVC改修工事（R4下半期）
・神戸文化ホール50年(R5.10)　・神戸文化ホール大規模改修(時期未定)

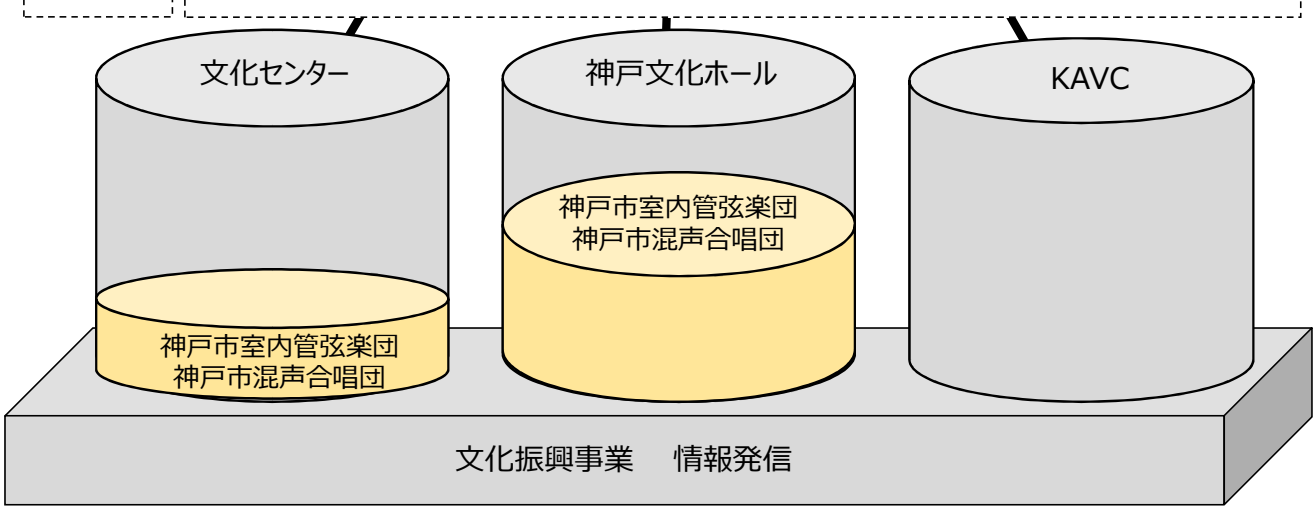

※ＫＰＩとは
ＫＰＩは、重要業績評価指標と訳され、組織の目標を達成するための、達成状況を把握する指標です。最終目標ではなく、目標に向け「進捗しているかどうか」を測る指標となります。

１． 中期経営計画２０２６の意義と位置づけ

公益財団法人神戸市民文化振興財団（以下、「当財団」と記載）は、目的を「神戸市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与する（定款第３条）」団体として、文化振興事業を展開するほか、基幹的市文化施設（神戸文化ホール、各区文化センター、神戸アートビレッジセンター（KAVC））の管理運営を任されるなど、市と両輪となり、個性豊かな魅力ある神戸文化の創造を推進しています。

また当財団では、定款第 6 条に定める当財団が実施する６つの事業

① 市民の生活文化活動及び芸術文化活動の振興
② 市民の国際文化交流の促進
③ 市民文化の振興に係る情報の収集及び提供
④ 文化施設の管理運営
⑤ 神戸市室内管弦楽団及び神戸市混声合唱団の運営
⑥ その他前条の目的を達成するために必要な事業

をそれぞれの時代に応じ具体的に実現するための道筋として、一定期間の実施計画である中期経営計画を策定し、取り組んでいます。

現在の中期経営計画が、2021 年度（令和３年度）で終了することから、その後継計画として、2026 年度（令和８年度）までの実施計画である今回の中期経営計画を策定しました。

策定にあたっては、計画の目的を当財団定款に、計画実現への道筋を、劇場法を始めとする国の方向性や神戸 2025 ビジョンや神戸市文化芸術推進ビジョンなどの市の方向性に求め、具体の事業を進めるにあたり使用する日々の手引きとなるよう計画しています。

２． 計画期間

2022 年度（令和４年度）～2026 年度（令和８年度）

３． 策定の背景（時代の潮流）

（１） 社会経済の情勢

我が国では、2012 年（平成 24 年）には総人口が初めて減少に転じて以来年々減少しており、高齢化も進行しています。さらに、2019 年（令和元

年）に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的規模で現在も大流行しています。この間、国によって緊急事態宣言が数度にわたり発出されるなど、市民生活・経済活動にも大きな影響が出ています。

一方で、このような状況を契機として、人々の暮らし方や働き方が大きくまた急速に変化し続けています。市民生活や経済活動のあり方が各分野で急速に見直されている中、人々の芸術文化に対する考え方、関わり方も大きく変化しています。実演芸術は様々な制約を受け、活動そのものが困難な状態が続いています。一方で人々の文化的欲求は高く、with コロナ時代において、芸術文化に関わる全ての人々の課題となっています。

（２） 劇場や音楽堂を取り巻く環境

今から 10 年前の 2012 年（平成 24 年）に制定された、劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（以下、「劇場法」と記載します。）では、今後の公共ホールのあるべき姿が明確に示され、これまで施設の整備が先行して進められてきた中、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場・音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある旨明記されました。現在では劇場法の目指す姿に向かう事業を行う団体がより多種多額の助成金を獲得できる構造が定着しつつあります。

当財団としても、安定的な収入源として、更なる助成金獲得が必須であり、その観点からも、劇場法の主旨と軌を一にした事業を進めていく必要があります。

（３） 当財団の現況

当財団は、一昨年度コロナ禍の影響を受け、事業継続の面そして収支や資金の面からも運営の危機に陥りました。

これは、これまで、指定管理事業及び一部の自主事業により発生する赤字を、各文化センターで実施する定例講座の収益で補完するという当財団の収支構造が、コロナ禍の影響により定例講座が開講できなくなった等により、事業赤字を補填する収益を失ってしまったことによります。

これを受け、2020 年度（令和 2 年度）に、神戸市の外郭団体である当財団は、神戸市と当財団のあり方及び運営再建策について協議を実施しました。

その結果、神戸市室内管弦楽団、神戸市混声合唱団（以下、「両楽団」と記載。）を中心とする演奏事業を始め、財団事業全体の在り方を見直し、自律性を高めていく点の合意、またそれに向けてセグメント会計の導入を前提とした市の補助金及び指定管理料の見直しが行われました。併せて、両楽団で新たな音楽監督及び新たな外部専門人材の登用により楽団マネジメント

体制も一新するなど、2021 年度（令和 3 年度）から、新たな取り組みが始まっています。

財団の自律性を高めていくためには、これまで各事業に全て任せていた考え方を統一し、神戸文化ホール、各区文化センター、ＫＡＶＣをそれぞれの拠点として個別にまた連携を行いながら、また、重層的かつ面的な広がりを意識しながら、総合的に事業を展開していく視点での事業計画及び運営が不可欠です。

４． with コロナ時代への対応と中期経営計画 2026 への反映

新型コロナウイルス感染症との共存を前提にした with コロナ時代が今後も継続されるという認識のもと、変容する市民の生活スタイルや芸術文化活動の変容に柔軟に対応するだけでなく、変化を先読みした事業を立案実施することが求められます。

他方、神戸市の指定管理事業においては、コロナ禍を前提としない計画の立案実施が求められており、感染拡大による影響については発生の都度柔軟に対応する旨定められています。このため、本計画においても、この考え方を事業などに反映しています。

今後厳しさを増す厳しい社会経済状況の中、新・神戸文化ホール（大ホール）に相応しい事業展開や管理運営を担うことを目指すため、with コロナ時代であっても安定的に運営を行っていける財政基盤、運営・組織体制を構築していくことも急務です。

５． 中期経営計画 2026 の全体構成

中期経営計画 2026 は、2026 年度（令和８年度）以降に当財団があるべき状態を設定し、その核となる「５年後に向けて財団が目指すこと」、及び「基本方針」により構成しています。

６． 計画の進行管理

計画の実現に向け、進行管理に取り組みます。毎年度、基本方針ごとに定める各事業の取り組み状況や KPI(重要業績評価指標)の達成度を把握するとと

もに、他都市の先進的な文化施設に関するデータも踏まえながら効果検証を実施し、課題の抽出や改善を行っていきます。また、社会経済情勢などの外部環境に大きな変化が生じた場合には、見直しの検討を行い、柔軟に対応していきます。

７．　基本方針

当財団定款上の目的の実現には、

① シティプロモーションの進展

② シビック・プライドの浸透・醸成

③ 組織の活性化・経営基盤の強化

に取り組んでいくことが不可欠です。

これら３つの項目に総合的に取り組んだ結果、中期経営計画 2026 の期限である 2026 年度（令和８年度）には、当財団が「新たに整備される新・神戸文化ホールの運営を担いうる団体」となっていることを最も大きな目標として掲げ、以下の基本方針によりこの目標を実現していきます。

（１）神戸からの創造・発信を行う

○基本的目標

指定管理施設である神戸文化ホール、各区文化センター、KAVC が持つ、それぞれの特色や機能を最大限に活かし、神戸のシティプロモーションやシビックプライドの浸透・醸成にもつながる質の高い神戸らしい事業を安定的に実施していきます。そのため、文化庁が行う、劇場法の主旨を実現しようとする国内トップレベルの劇場・音楽堂等の戦略的な事業計画に対する支援を受けることができる団体となることを目指します。

○具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

①財団が有する資源や創造機能を活用し、実演芸術の公演やコンクールを企画し、発信する。

（事業部）

KPI：令和５年度より企画・制作及び発信型事業年１演目以上実施

②先進的な取組みをしている他の公共ホールと連携して、実演芸術の公演を企画・実施することで、制作力を高める。

（事業部）

KPI：他館連携型の事業の企画・実施　年１回以上

③複数の文化施設の指定管理を担っている強みを生かし、実演者・団体

のキャリアアップにつながるような段階的な施設利用を助言・支援する。これにより、神戸から新たな文化芸術が生まれ育つ環境を整える。
（事業部、管理部、KAVC、文化センター部及び文化センター）
KPI：文化センター、KAVC で行われる公演のうち、その発展性を見込んで文化ホールでの開催に移行するものの選定　年１回以上

④コロナ禍も踏まえ、芸術文化活動の継続や新たな展開に苦慮するアーティストを支える相談業務を通じた支援により、ホールでの公演やギャラリーでの展示会など創造・発信活動へ後押ししていく。
（事業部）
KPI：相談窓口利用者の発展的活動展開　利用者の 70%以上

（２）地域社会の絆をつなぐ

○基本的目標

劇場法においても、公共ホールが「新しい広場」として地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能を求められているように、地域における芸術文化の振興は、地域社会をつなぎ、豊かにします。このため、芸術文化をコミュニケーションツールとした事業を積極的に展開していきます。

○具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 年齢や障害の有無等にかかわらず，より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるような工夫を行います。
（事業部、管理部、KAVC、文化センター部及び文化センター）
KPI：公演におけるバリアフリーへの工夫　自主事業毎に１つ以上

② 社会包摂や多文化共生に資する取組みを行います。
（事業部、KAVC、文化センター部及び文化センター）
KPI：社会包摂型の自主事業　年に１回以上
多文化共生を目指す自主・共催事業等　年に１回以上

③ 地元アーティスト・団体の芸術文化活動をサポートし、神戸文化の創造・発展に努める。
（事業部営業企画課及び文化振興課）
KPI：Ｃ情報フォロワー数１万人

④ 地域個性豊かなイベントや地域住民参加型事業の展開。
（KAVC、文化センター部及び文化センター）
KPI：各文化センターにて地域文化活性化事業を実施　年３回以上

⑤ 地域住民同士の「つながる」ニーズに応える。
（KAVC、文化センター部及び文化センター）

KPI：講座参加者数 20％増（対令和 3 年度比。講師主催講座含）

（３）くらしと芸術文化をつなぐ

○基本的目標

市文化芸術推進ビジョンにおいても、基本方針に示す将来像の一つに「変化を楽しむ」が掲げられています。日々のくらしに潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための事業を創造していきます。

○具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 優れた芸術を、市民が気軽に鑑賞できる機会を提供します。

（事業部、KAVC、文化センター部及び文化センター）

KPI：市民ネットモニターアンケート「過去１年間で芸術文化を鑑賞した人の割合（絵画・音楽・演劇・映画・ダンス等）80%以上
敷居を下げた参加しやすい自主事業の企画、継続実施　年に５回以上

② まちづくりや観光、保健医療、福祉・子育て、教育など異分野との連携により、神戸のまち全体に、あるいは市民のくらしに、芸術文化を根づかせる取組みを行います。併せて、このような事業を企画、実施、運営できる人材の育成にも貢献します。

（事業部）

KPI：異分野との連携による事業の企画・実施　年１回以上

（４）学ぶ、トライするを支える

○基本的目標

芸術文化に関心を持つ人を増やし、また関心を具体の行動に移し継続させていくためには、鑑賞機会を増やすだけにとどまらず、市民が参加する取り組みを行う事が不可欠です。創意工夫を積み重ね、「やってみよう、学んでみよう」という意欲が高まるような事業を展開していきます。

○具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 芸術文化と事業運営、制作を行う人材育成を行い、地域に優れた芸術文化発展の種をまきます。

（事業部、KAVC、文化センター部及び文化センター）

KPI：アートマネジメント人材養成事業への参加者　年 100 人以上
新たな市民を呼び込む事業数　年３０回以上

② 住民の文化活動を「学ぶ」→「深める」→「発表する」→「鑑賞する」→「学ぶ」と循環発展させます。

（文化センター部及び文化センター）

KPI：講座参加者数 20％増（再掲）

③ 小学生を対象としたインリーチ・アウトリーチ事業に引き続き取り組み、次世代の芸術文化の担い手や支え手を育てます。

（事業部文化ホール事業課及び演奏課）

KPI：市内小学生が実演芸術を経験する　小学校期間中に１回以上

（５）経営を安定化する

○基本的目標

経営を安定化させるためには、収支や資金などの財政面と自律的な中長期的事業を計画立案実行できる人材面の両方を安定化する必要があります。これらは既に改革が始まっていますが、引き続き管理部門と事業部門が、幹部の高い当事者意識のもと綿密にコミュニケーションをとりながら進めていく必要があります。

○具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 事業毎の収支目標管理の厳格化及び収入構造の多様化及び強化を進め経営基盤を強化します。

（全部署）

KPI：助成金等の新規申請及び獲得　毎年度新規１件以上増

② 中長期の事業計画に基づく収支計画目標を策定した上で、ＰＤＣＡサイクルを実施します。

（全部署）

KPI：一般正味財産が必要とされる充当額を毎年度下回らない。

財政・経理に関する職員研修　毎年度１回以上

③ 財団内部で育成する人材、外部から招へいする専門人材、及び市派遣人材のベストミックスを実現し、自律性向上を求める市の要求に応えうる体制づくりを目指します。そのため、人材養成等を強化（Ｔ字型モデルに沿った人材開発（横軸政策領域＋縦軸専門分野）や、市派遣職員の意識改革）し組織の活性化を進めます。

（総務部）

KPI：常勤役員を除く、課長級以上の市出向職員の比率 40％以下

(参考)

文化芸術基本法概要　9ﾍﾟｰｼﾞ

劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針　10ﾍﾟｰｼﾞ

神戸市文化芸術推進ビジョン（概要版）　19ﾍﾟｰｼﾞ

新・文化芸術基本法について（平成29年改正概要）

第一　改正趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二　改正概要

1. 題名等
法律の題名を「文化芸術基本法」に改正。前文及び目的について所要の整理。（1条）

2. 総則
基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定。（2条、5条の2・3、6条）

＜基本理念の改正内容＞
①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等（7条・7条の2）
文部科学大臣が関係府省庁の施策も含んだ「文化芸術推進基本計画」の案を作成。「文化芸術推進会議」における連絡調整を経て政府が同計画を策定。地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定。

4. 基本的施策
① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識・技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。（8条～11条）
② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。（12条）
③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。（14条）
④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。（15条）
⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」、「文化芸術作品の流通促進」を追加。（16条）
⑥ 国が公共の建物等において、文化芸術作品の展示等を行う努力義務を追加。（28条）等

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備（36条・37条）
関係府省庁（文科省及び内閣府、総務省、外務省、厚労省、農水省、経産省、国交省その他の関係行政機関）で構成する政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定。

第三　その他

○ 文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。（附則2条）

（平成29年6月23日公布・施行）

「文化芸術推進基本計画（第１期）」の概要
～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

本計画の位置付け・ポイント

○ **新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（2018～2022年度）の文化芸術政策の基本的な方向性**を示したもの。

○ 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する**社会的・経済的価値を明確化。**文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に**活用・好循環。**

○ **関係府省庁の文化芸術関連施策**について新・文化芸術基本法第36条に基づく**「文化芸術推進会議」（関係府省庁の局長級会議）**での連絡調整を経て盛り込み。**文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクル**を確立し、毎年度計画をフォローアップ。

○ 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、**現場の意見を幅広くくみ取って審議。**

Ⅰ 文化芸術政策を取り巻く状況等

（1）文化芸術の価値

（本質的価値）
・豊かな人間性を涵養，創造力・感性を育成
・文化的な伝統を尊重する心を育成

（社会的・経済的価値）
・他者と共感し合う心，人間相互の理解を促進
・質の高い経済活動を実現
・人間尊重の価値観，人類の真の発展に貢献
・文化の多様性を維持，世界平和の礎

（2）文化芸術を取り巻く状況変化
・新・文化芸術基本法の成立
・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

文化芸術立国の実現を

Ⅱ 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は，それ自体が固有の意義と価値を有し，心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし，以下のように定める。

目標１　文化芸術の創造・発展・継承と教育
文化芸術の創造・発展，次世代への継承が確実に行われ，全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標２　創造的で活力ある社会
文化芸術に効果的な投資が行われ，イノベーションが生まれるとともに，文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し，活力ある社会が形成されている。

目標３　心豊かで多様性のある社会
あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり，多様な価値観が尊重され，心豊かな社会が形成されている。

目標４　地域の文化芸術を推進するプラットフォーム
地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され，多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し，持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

劇場，音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年文部科学省告示第60号）

目次

前文
第1　定義
第2　設置者又は運営者の取組に関する事項
1　運営方針の明確化に関する事項
2　質の高い事業の実施に関する事項
3　専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
4　普及啓発の実施に関する事項
5　関係機関との連携・協力に関する事項
6　国際交流に関する事項
7　調査研究に関する事項
8　経営の安定化に関する事項
9　安全管理等に関する事項
10　指定管理者制度の運用に関する事項
第3　国，地方公共団体の取組等に関する事項
1　国の取組に関する事項
2　地方公共団体の取組に関する事項
3　その他の関係機関の協力に関する事項

本指針は，劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき，設置者又は運営者が，実演芸術団体等，国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより，劇場，音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。

劇場，音楽堂等は，文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち，その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し，又は行うこと等により，これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。

劇場，音楽堂等は，文化芸術を継承し，創造し，及び発信する場であり，また，人々が集い，人々に感動と希望をもたらし，人々の創造性を育み，人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また，個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく，全ての国民が，潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として，また，社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として，常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては，劇場，音楽堂等は，「新しい広場」として，地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や，国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており，国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。また，劇場，音楽堂等で創られ，伝えられてきた実演芸術は，無形の文化遺産でもあり，これを守り，育てていくとともに，新たに創り続けていくことが求められる。

我が国の劇場，音楽堂等については，これまで主に，施設の整備が先行して進められてきたが，今後は，そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や，劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また，実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており，地方においては，多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

本指針は，こうした諸課題を克服し，劇場，音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として，設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるものである。

なお，本指針は，劇場，音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には，適時にこれを見直すこととする。

第1　定義

この告示において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

第2　設置者又は運営者の取組に関する事項

1　運営方針の明確化に関する事項

劇場，音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は，法前文に示された趣旨を踏まえつつ，劇場，音楽堂等の事業の実施を通じて，その設置する劇場，音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため，設置者は，その設置する劇場，音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め，同方針の内容に応じ，劇場，音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者，劇場，音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場，音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。），実演芸術団体等その他の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し，新たな課題等が生じた場合には，必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお，地方公共団体が設置する劇場，音楽堂等については，各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ，同方針を定める必要がある。

2　質の高い事業の実施に関する事項

(1) 設置者又は劇場，音楽堂等を運営する者（以下「運営者」という。）は，法第3条に規定する劇場，音楽堂等の事業の全部又は一部について，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，実施する事業を適切に決定するよう努めるものとする。また，実施することを決定したそれぞれの事業については，創造性及び企画性の高い事業，特色のある事業，利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めるものとする。

劇場，音楽堂等の事業の企画及び実施に当たっては，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　実演芸術の公演を企画し，実施した実績が相当程度ある劇場，音楽堂等にあっては，創造性及び企画性がより高く，かつ，特色のある実演芸術の公演を実施し，その成果を広く国内外に発信すること。

イ　ア以外の劇場，音楽堂等にあっては，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ，創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められること。

ウ　実演芸術の公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえるとともに，利用者等のニーズ等を十分に勘案すること。

エ　年齢や障害の有無等にかかわらず，より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう，字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。

(2) 設置者は，その設置する劇場，音楽堂等の事業について，適切な評価基準を設定し，毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに，設置者は，劇場，音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し，評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては，設置者は，利用者等の視点に配慮するとともに，定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

3　専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

(1) 設置者又は運営者は，その設置する劇場，音楽堂等の運営を適切に行うため，当該劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，実演芸術の公演等を企画制作する能力，舞台関係の施設・設備を運用する能力，組織・事業を管理運営する能力，実演芸術を創造する能力その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，他の劇場，音楽堂等，実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し，実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに，人材交流を行うよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的を実現し，運営方針を踏まえた劇場，音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては，指導者の派遣，研究会の開催等により，自らの専門的知見を広く他の劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等に提供すること。

イ　ア以外の劇場，音楽堂等にあっては，必要な専門的人材が配置されている劇場，音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより，専門的助言を得られる体制を確保すること。

ウ　その設置又は運営する劇場，音楽堂等と大学等との連携・協力に当たっては，実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視すること。このため，劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等の専門的人材が劇場，音楽堂等の施設等も活用しつつ，大学等における授業を行うことなどの取組を行うこと。また，学生が劇場，音楽堂等において専門的な業務を体験する効果的なインターンシップの実施を検討するとともに，将来的には連携大学院制度等の活用等も検討すること。

(2) 設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，当該劇場，音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定，確保の方法，職制等を明確にし，専門的人材を配置するとともに，各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的を実現し，運営方針を踏まえた劇場，音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては，より質の高い事業を継続的に実施する観点から，年齢構成に配慮しつつ，分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置すること。また，劇場，音楽堂等の事業を管理運営する能力を有する専門的人材を配置するに当たっては，質の高い事業を実施するため，各事業間相互の連携が図られるよう配慮すること。

イ　ア以外の劇場，音楽堂等にあっては，必要な専門的人材が配置されている劇場，音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位，配置方法等を検討するとともに，職制を整理し，専門的人材の効果的な配置及び充実を図ること。

(3) 設置者又は運営者は，その設置する劇場，音楽堂等を適切に運営するため，関係機関と連携・協力しつつ，職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めるものとする。

4　普及啓発の実施に関する事項

(1) 設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，当該劇場，音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し，関係事業を適切に実施するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　実演芸術の公演等の鑑賞機会の提供にとどまらず，利用者が参加する取組を行うこと。その際には，利用者の実演芸術に対する関心及び実演芸術に関する活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫すること。

イ　利用者等に対し，実演芸術に親しむ機会を広く提供するため，積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設けるとともに，教育機関，福祉施設，医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ，年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること。

(2) 設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等を活用し，特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　地方公共団体その他の学校の設置者，教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして，地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行うこと。

イ　実演芸術団体等と連携・協力し，学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行うこと。

5　関係機関との連携・協力に関する事項

設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の活性化を図るため，他の劇場，音楽堂等，実演芸術団体等，教育機関等との連携・協力を積極的に進め，当該劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ，長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を

勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し，必要に応じ，合意した事項を協定等の形で文書化し，定期的に連携・協力する内容の見直しを行うこと。

イ　近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず，所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと。この場合において，特定の事業の領域において高い実績を有する劇場，音楽堂等にあっては，当該事業の領域における専門的知見を他の劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど，広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれること。

ウ　利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から，他の劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し，共同制作，巡回公演，技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに，施設の効果的な活用等について検討すること。

エ　国立劇場及び新国立劇場にあっては，実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場，音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場，音楽堂等にあっては，国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること。

6　国際交流に関する事項

設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的，運営方針，実態等を勘案しつつ，実演芸術に関する国際交流を推進するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の所在する地域に居住する外国人，訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと。

イ　必要に応じ，海外の劇場，音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し，人的交流や情報交換を行うほか，一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行うこと。

ウ　必要に応じ，海外の劇場，音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して，海外公演の実施，国内への公演の招致，国際共同制作等を行うこと。

7　調査研究に関する事項

設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の充実を図るため，実演芸術の動向，事業の効果，利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場，音楽堂等に積極的に提供したり，他の劇場，音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど，他の機関との連携・協力を推進すること。

イ　必要に応じ，実演芸術に関する豊富な知見等を有する大学等，国立劇場，新国立劇場，実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進すること。

8　経営の安定化に関する事項

(1)　設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施に当たって，国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め，利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努め

るものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施に適切に活用すること。

イ　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより，国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場，音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。

ウ　普及啓発のための事業を積極的に実施することにより，劇場，音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること。

エ　観光，社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り，より多様で効果的な劇場，音楽堂等の活用を図ること。

(2) 設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の経営の安定化を図るため，当該劇場，音楽堂等の事業の質を維持することを前提に，多様な財源を確保するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　公的助成事業若しくは民間助成事業による助成金又は政策金融機関若しくは民間金融機関による融資等を活用すること。

イ　法人及び個人からの寄附金の活用を図ること。

ウ　賛助会員の制度等の構築及び運用を図ること。

(3) 設置者又は運営者は，利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えるとともに，要望等の内容を積極的に把握・分析し，適切な対応策を講じるよう努めるものとする。

9　安全管理等に関する事項

(1) 設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう，施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努めるものとする。特に，経年劣化した施設・設備の改修等については，設置者において計画を立て着実に実施するとともに，設置者と運営者との間で，それぞれの責任を明確にし，適切な分担を図るよう努めるものとする。

(2) 設置者又は運営者は，質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から，事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の職員に徹底するとともに，施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。この場合において，設置者又は運営者は，実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体，実演芸術団体等，劇場，音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場，音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。

(3) 設置者又は運営者は，避難，救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し，必要な対策を講じるよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　非常時においても劇場，音楽堂等の業務を適切に執行することができるよう，優先業務を選定するとともに，事業継続体制や他の劇場，音楽堂等との連携・協力体制等を整えること。

イ　災害時において一時的に被災者を受け入れることにも配慮すること。

10　指定管理者制度の運用に関する事項

指定管理者制度は，住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について，民間事業者等が有するノウハウを活用することにより，住民サービスの質の向上を図っていくことで，それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため，設けられたものである。

指定管理者制度により劇場，音楽堂等の管理運営を行う場合には，設置者は，創造性及び企画性が劇場，音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき，事業内容の充実，専門的人材の養成・確保，事業の継続性等の重要性を踏まえつつ，同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。

この場合において，設置者は，その設置する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　劇場，音楽堂等の機能を十分発揮するため，質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため，指定管理者を公募により選定する場合には，適切な者を選定できるよう，選考基準や選考方法を十分に工夫すること。

イ　優れた実演芸術の公演等の制作，有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場，音楽堂等の特性を踏まえ，適切な指定管理期間を定めること。

ウ　指定管理者が実演芸術の公演を企画し，実施する場合には，これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。

エ　指定管理者が劇場，音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう，指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。

第3　国，地方公共団体の取組等に関する事項

1　国の取組に関する事項

国は，法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，法各条の規定に基づき，次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア　劇場，音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し，実施する役割を果たすよう努めること。

イ　設置者又は運営者，実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ　必要な助言，情報の提供，財政上，金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ　国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため，次に掲げる施策その他必要な施策を講ずること。

(ア) 独立行政法人を通じて劇場，音楽堂等の事業を行うこと。

(イ) 地方公共団体が講ずる劇場，音楽堂等に関する施策，民間事業者が行う劇場，音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場，音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

オ　エのほか，地方公共団体及び民間事業者に対し，その求めに応じて，我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うための必要な知識又は技術等の提供に努めること。

カ　外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに，我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため，我が国の劇場，音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずること。

キ　国民がその居住する地域にかかわらず等しく，実演芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造することができるよう，2エに基づき地方公共団体が講ずる施策，民間事業者が行う劇場，音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場，音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。

ク　制作者，技術者，経営者，実演家その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し，及び確保するとともに，劇場，音楽堂等の職員の資質の向上を図るため，劇場，音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進，研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

ケ　劇場，音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため，教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

コ　法に基づく施策を実施するに当たっては，国民の理解を得るよう努めること。

サ　学校教育において，実演芸術を鑑賞し，又はこれに参加することができるよう，これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

2　地方公共団体の取組に関する事項

地方公共団体は，法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，法各条の規定に基づき，次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア　自主的かつ主体的に，その地域の特性に応じた施策を策定し，及び当該地方公共団体の区域内の劇場，音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。

イ　設置者又は運営者，実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ　必要な助言，情報の提供，財政上，金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ　地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため，劇場，音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。

オ　制作者，技術者，経営者，実演家その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し，及び確保するとともに，劇場，音楽堂等の職員の資質の向上を図るため，劇場，音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進，研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

カ　劇場，音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため，教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

キ　法に基づく施策を実施するに当たっては，国民の理解を得るよう努めること。

ク　学校教育において，実演芸術を鑑賞し，又はこれに参加することができるよう，これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

3　その他の関係機関の協力に関する事項

法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，本指針に定める事項を設置者又は運営者，国及び地方公共団体が実施するに当たっては，実演芸術団体等，教育機関等は積極的に協力することが求められる。

神戸市文化芸術推進ビジョン
（概要版）

神戸市

令和３年１月

神戸市文化芸術推進ビジョンの策定にあたって

神戸は 26 年前、阪神・淡路大震災を経験しました。

あの日、人々は自分の「できること」を持ち寄り、互いに扶け合い、励まし合いながら、困難な時期を共に乗り越えました。一人ひとりの自助努力、自立の精神は震災の中から生まれた大きな財産であり、まさに神戸のオリジンと言えます。

日本は人口減少社会に突入しています。「誰かがやってくれる」のを待っているだけでは、今後、神戸が日本の中で選ばれる都市として生き残っていくことは難しいでしょう。個人や団体といった違いや、年齢・性別・国籍・障がいの有無に関わらず、「私はこれができる」「私はこれがしたい」といった一人ひとりの自発的なムーブメントこそが、神戸を面白くし魅力あるまちにする原動力です。

神戸は、明治の開港以来、常に海外からの多彩な文化や新しい気風を取り入れながら、個性豊かな発展を遂げてきました。新しい「令和」の時代にも、先人が築き上げてきた歴史や営みを受け継ぎながら、海と山、美しい街並み、田園風景、そこに暮らす人々など、神戸が持つ多様な資産を最大限活かし、まちの質・くらしの質を向上させていかなければなりません。

2020 年、新型コロナウイルスの出現により、世界中の風景は一変しました。文化芸術活動も例外ではなく、新しい生活様式への対応が求められる中、様々な活動が制限されるなど、大きな影響が及んでいます。しかし、新しい生活様式は、デジタルでの動画配信などいずれ迎える時代を先取りしたものになっているものもあります。このような「with コロナ時代」においても文化芸術の灯を絶やしてはなりません。変化に柔軟に対応し、文化芸術活動を維持・継続していくことは、ポスト・コロナの私たちの豊かな生活を守ることにもつながります。

「自発性」と「多様性」、そして「柔軟性」を起点に置き、前向きな市民活動を行政や企業が全力で応援する。30 年後の神戸のために、これからの 10 年、神戸に住み、働き、集うすべての人々が、それぞれに自らできること実践していくため、この文化芸術推進ビジョンを策定します。

最後になりましたが、本ビジョンの策定にあたり、熱心にご議論いただいた「神戸市文化芸術推進ビジョン策定懇話会」委員の皆様、そしてアンケート調査等で貴重なご意見をいただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

神戸市長　久元喜造（ひさもと　きぞう）

神戸市文化芸術推進ビジョン策定懇話会　会長メッセージ

KOBE2050

～30 年後の未来のために、これから 10 年で目指すこと～

テクノロジーの急速な発展は私達の生活のどこを変えてどこを変えないのでしょうか？きっと自動運転は当たり前になっているはずですし、紙幣や硬貨は博物館で観るものになっているでしょう。神戸は水素エネルギーのスマートシティーになり、宇宙の衛星軌道上にはエネルギー施設がいくつも並んでいるかもしれません。ひとつ確かな事は、温暖化によって気候変動はより深刻になり、ひょっとすると南海トラフの地震が起こっているかもしれません。奇しくも今回の新型コロナウイルス問題は、日本がデジタル社会で後発かつ脆弱であることを明らかにしました。しかし、この問題を克服すれば、例えば神戸ではオンライン環境が、海と山と豊かな自然というオフラインを包み込む、新しい豊かさを体現するチャンスが訪れると私は考えます。そのような 2050 年の文化はどんな姿をしているのでしょう。

30 年前に現代の暮らしを想像することは難しかったように、今から 30 年後の未来を想像することは困難です。人々は AR（※１）や VR(※２)でしか情報を入力しなくなっているのかもしれませんし、情報は脳に直接入力されているかもしれません。しかし確かな事があります。そんな時代になっても私達の体はまったく今と変わらず、美味しい神戸ビーフや瀬戸内海の魚に舌鼓を打つ生活を楽しむでしょうし、筋肉はすぐに衰えるのでジムでトレーニングをしなければならず、週末のアウトドアライフを楽しむ人々は今より増えているかもしれません。いかにテクノロジーが進化しても、神戸ビーフ味の宇宙食を誰も食べたいとは思わないはずなのです。

この懇話会では、今から約 30 年後の「西暦 2050 年」という先の未来を見据え、挑戦する若者たちの文化スタートアップを支援する事を大きな目標に掲げました。実験性を尊び、まだ見えない何かに向かって文化の概念を再構築する野望を持った若者に集まってもらおうではありませんか。

行政・企業・市民が一丸となって「やる気のある人」を応援するまち KOBE。世界中から若いチャレンジャーが数多く集うまち KOBE。そんな 30 年後の KOBE の実現のため、まずこれから 10 年、神戸に住み、働き、集うすべての人々が自らできることを考え実践し、共に歩むための指針として、この文化芸術推進ビジョンが広く共有されることを願ってやみません。

※１　Augmented Reality 拡張現実　※２　Virtual Reality（仮想現実）

神戸市文化芸術推進ビジョン策定懇話会

会長　椿（つばき）　昇（のぼる）

目 次

Ⅰ 神戸市文化芸術推進ビジョンについて ……1

1．策定趣旨 ……1

Ⅱ 策定の背景 ……2

1．国の動き ……2

2．神戸市を取り巻く現状と課題 ……4

（1）阪神・淡路大震災からの復興に充てた四半世紀 ……4

（2）人口減少・超高齢社会の進展 ……4

（3）大型国際スポーツイベント等の開催 ……6

（4）情報通信技術の急速な発展 ……6

（5）新型コロナウイルスの出現と感染拡大 ……6

Ⅲ ビジョンの位置づけ ……7

1．市の計画 ……7

2．これまでの取り組み ……7

3．ビジョンの位置づけ ……8

4．ビジョンの期間 ……8

Ⅳ 基本方針 ……9

将来像１ 暮らしを彩る ……9

将来像２ 次世代を育てる ……10

将来像３ 変化を楽しむ ……11

将来像４ 自然を活かす ……12

将来像５ 豊かに繋がる ……13

Ⅰ　神戸市文化芸術推進ビジョンについて

1．策定趣旨

阪神・淡路大震災から 26 年目を迎えた神戸は、これまで築き上げてきた歴史や営みを受け継ぎながら新たなステージに立っています。しかしながら、社会経済情勢の急速な変化、グローバル化、情報化社会の進展、そして新型コロナウイルスの感染拡大などにより、人々の価値観や生活は大きく変化しています。また、都心三宮をはじめ、市内各地域の駅周辺のリノベーションにより街も大きく変わろうとしています。

このような中、神戸が、これからも魅力的で、持続可能な都市として発展していくためには、市民が日常的に芸術・文化に触れることができ、神戸の街での生活を楽しむことが重要です。また、その魅力を国内外に発信し、世界中の人々が神戸に集うことで、地域や暮らしの中で世界の文化と交流し、多様な価値観を認め合うことができます。このような神戸を創るため、文化芸術によるまちづくりを進めていかなければなりません。

神戸には、古来より開かれた港のある雄大な海と自然豊かな六甲山麓があり、それらに囲まれた市街地では、海や山の恵みなどにより地域ごとの文化資産があります。六甲山麓の北側には、自然に囲まれた豊かな農村地域も広がっています。また、旧居留地や異人館、茅葺民家をはじめ歴史的資産も多く残っています。そして神戸にかかわる人々。これら神戸が持つあらゆる資産を最大限活かして、30 年後の神戸のために、これからの 10 年、神戸に住み、働き、集うすべての人々が自らできることを考えるために、この文化芸術推進ビジョンを策定します。

Ⅱ　策定の背景

１．国の動き

（１）文化芸術基本法

平成 29（2017）年６月、国は文化芸術振興基本法の一部を改正し、法律名を「文化芸術基本法」に改めました。

今回の改正は、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきたことを背景に、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとする趣旨の元、行われたものです。

同法の規定により、国は文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」を策定しました。

また、同法では国の基本計画を参考にしながら、地方公共団体にも各地の実情に応じた「地方文化芸術推進基本計画」を策定する努力義務を規定しています。

参考　文化芸術基本法　第７条の２　（抜粋）

都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（２）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成30（2018）年６月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」が公布、施行されました。

この法律は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものです。

同法の規定により、国は「障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定しました。

また、同法では国の基本計画を参考にしながら、地方公共団体にも各地の実情に応じた「地方障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定する努力義務を規定しています。

参考　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律　第８条

地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

２．神戸市を取り巻く現状と課題

（１）阪神・淡路大震災からの復興に充てた四半世紀

阪神・淡路大震災から26年、神戸は復興に至る過程で被災された方々の日常生活や財政再建への対応を優先する必要がありました。このため、新たな政策課題への対応や非日常性の創出に手をつける余裕がなく、相対的に都市としての魅力が低下したことは否めません。

令和２（2020）年から本格化した三宮の再整備やターミナル駅前空間リノベーションに合わせて、新神戸文化ホールを始め、新たな文化芸術創造発信拠点も整備されます。この新拠点を活かしてまちの賑わいを創出するとともに、まちなかに「わくわく感」や「非日常性」を生み出し、質の高い暮らしを体感できるまち、「選ばれるまち」として都市の魅力をさらに高めていく必要があります。

（２）人口減少・超高齢社会の進展

神戸市の人口は、令和２（2020）年10月１日時点で、151万6,638人となりました。総人口は平成24（2012）年に減少に転じて以来、年々減少しており、高齢化も進んでいます。

また、令和元（2019）年度中の人口動態は、4,366人減少（自然増減 5,645人減少、社会増減 1,279人増加）となり、人口減少数が全国で３番目に大きい減少幅となりました。

人口減少とそれに伴う高齢化は、地域コミュニティの衰退やまちの活力低下など、市民の暮らしを支える地域の社会・経済システムの維持・存続に大きな負の影響を及ぼす可能性があります。文化芸術の分野でも、担い手や支え手、後継者不足や、歴史ある伝統文化財・行事の消失の問題点が指摘されています。

神戸市がこれからも豊かな多様性を保ち、持続可能な都市であるためには、全ての市民が年を重ねても安心して暮らしたいと思えるまちである必要があります。そのためには、若者に選ばれるまちとして次世代の担い手・支え手を増やすとともに、人々の生きがい創出や健康寿命の延伸等に文化芸術の力を積極的に活かしていく必要があります。

参考　神戸市ネットモニターアンケート 集計結果

問６．神戸の文化的な環境が良くなることにより、どのような効果が現れることを期待しますか。
（複数回答可）
１位 市民が生きがいや楽しみを見いだせる（56.9%）
２位 こどもが心豊かに成長する（52.2%）

問８．自由意見（抜粋）
・芸術文化を生かして認知症予防や健康維持につなげてほしい。

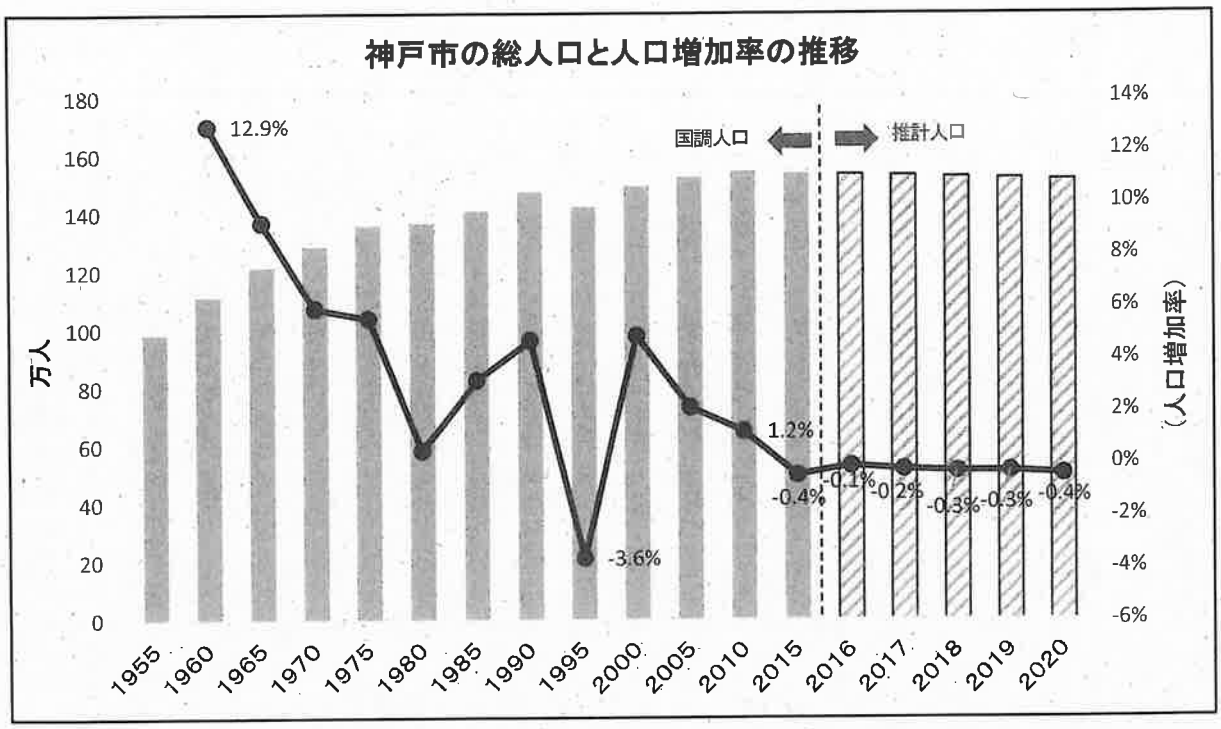

出典：国勢調査（2015 年まで）・神戸市推計人口（2015 年以降各年 10 月 1 日現在）

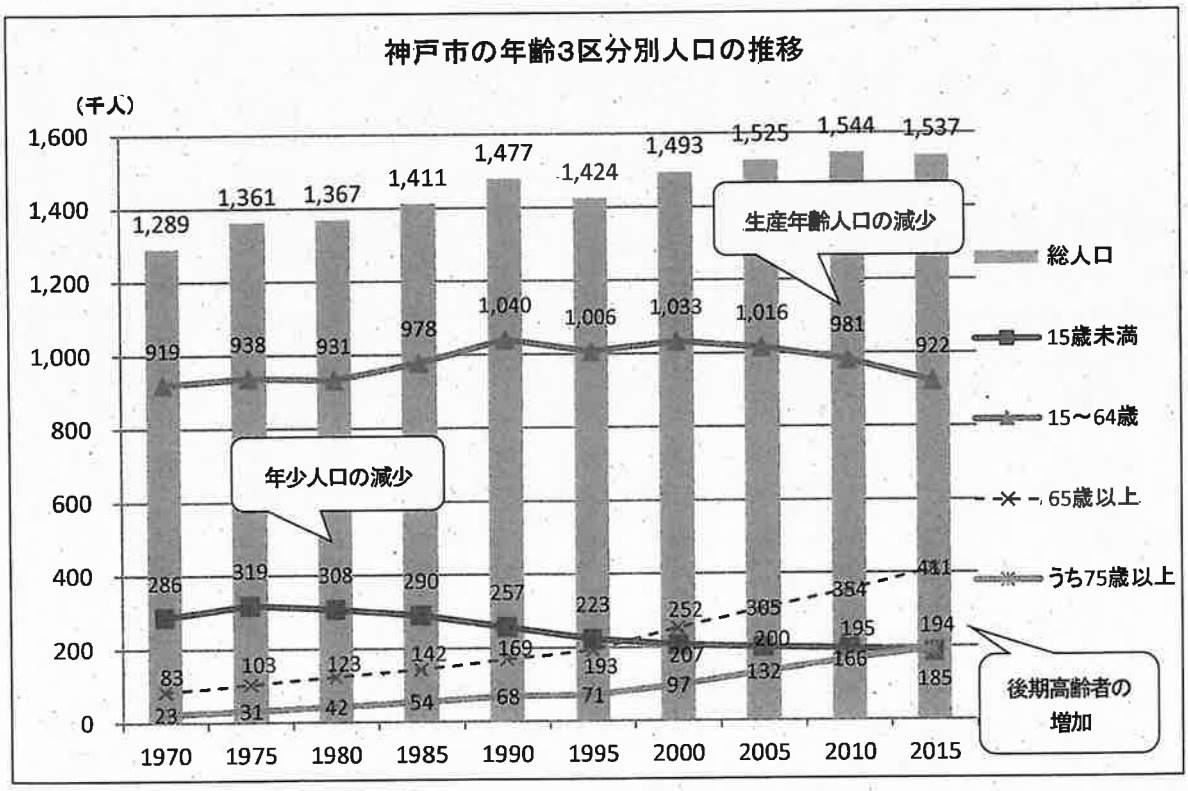

出典：国勢調査

（３）大型国際スポーツイベント等の開催

令和３（2021）年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあり、同大会は我が国の文化芸術の価値を世界に発信する大きな機会となります。

さらに、令和４（2022）年には世界パラ陸上競技選手権大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西大会、令和７（2025）年には大阪・関西万博が開催されるなど大型の国際イベントが続くことから、神戸にも注目が集まることで、世界に対しても神戸の取り組みをアピールする機会が生まれます。

（４）情報通信技術の急速な発展

情報通信技術の急速な発展と普及は、情報の受信・発信を容易にし、私たちの生活に大きな利便性をもたらしました。また、映像や動画などデジタル技術の発達は、多様な文化芸術活動の展開や創造を可能にするものとして期待されています。

これまでは、民放テレビ局を始めマスメディアが集中する大阪と比較すると、神戸市における情報発信機会の少なさは否定できませんでした。これからは、自らが発信源となり、より多くの人たちに神戸の魅力や取り組みを伝えられるよう、世代ごとに適切で効果的な情報発信方法を考える必要があります。

参考　神戸市ネットモニターアンケート　集計結果

問３　芸術文化活動を鑑賞したり始めたりする情報やきっかけをどこから得ましたか。

１位　ニュースや新聞をみて（48.4%）

２位　インターネットを利用していて（YouTube・ブログなど）（36.1%）

問８．自由意見（抜粋）

・広報が悪い気がする。せっかく良いイベントを開催していても知らなかったという事が多々ある。

（５）新型コロナウイルスの出現と感染拡大

令和２（2020）年、新型コロナウイルスの出現は、世界中の風景を一変させました。日本国内においては、１月に初めて感染が確認されて以来、本市を含む日本全国にも感染が拡大し、外出や営業の自粛、学校園の臨時休業等により、地域経済や住民生活、子どもたちの教育環境などに甚大な影響が生じました。

新型コロナウイルス感染症は、未曽有の感染症ではありますが、人類が経験した過去の歴史に学びつつ進化するテクノロジーを取り入れながら、新たな生活様式とともに、感染拡大防止及び社会経済活動の維持を両立し、現在進行形の with コロナに加えて、ポスト・コロナを見据えた取り組みを考えていく必要があります。

Ⅲ　ビジョンの位置づけ

1．市の計画

本市は、長期的なまちづくりの方向性を示した「神戸市総合基本計画（新・神戸市基本構想）」（1993～2025）、「第５次神戸市基本計画（神戸づくりの指針）」（2011～2025）を実現するため、全市的な５か年の実行計画「神戸 2020 ビジョン」（2016～2020）を策定しました。急激な人口減少や少子高齢化などの諸問題を克服するため、「若者に選ばれるまち＋誰もが活躍するまち」をテーマに設定し、若者をターゲットの中心として掲げるとともに、高齢者や障害者、外国人の方々など、誰もが安心して暮らし、活躍できるまちを目指すことを明確にしています。

また都心三宮や駅前空間の再整備計画が本格的に始動する動きに合わせて、神戸の中心地に新たな文化芸術創造拠点が整備されます。令和２（2020）年度には、新たな５か年計画「神戸 2025 ビジョン」の策定を予定しています。

2．これまでの取り組み

本市では震災 10 年を機に、まちの魅力を再度見つめ直し、文化を活かしてこれからの神戸をどのように創っていくのかを、市民とともに考える基本理念として、平成 16（2004）年に「神戸文化創生都市宣言」を行いました。これは文化の担い手の主役は、市民であるという認識のもと、芸術家等の自主性の尊重を前提として、〝神戸らしさ〟を活かしながら、地域文化を育て、市民生活に愉しみと潤いを与えつつ、人が集まり、魅力あふれる文化のまちを実現していくことを宣言したものです。

この宣言の考え方を反映する形で、平成 17 年（2005）度には、2010 年度（平成 22 年度）を目標年次とする全市の中期計画「神戸 2010 ビジョン」のアクションプランの一つとして、「文化創生都市推進プラン」を策定し、平成 18～22 年度にかけて神戸ビエンナーレをはじめとする様々な事業を展開してきました。

さらに平成 23～28 年度は、前述の全市中期計画「神戸 2015 ビジョン」、平成 28 年度～令和２年度は「神戸 2020 ビジョン」の実行計画の一つとして、具体的な事業展開を進めています。

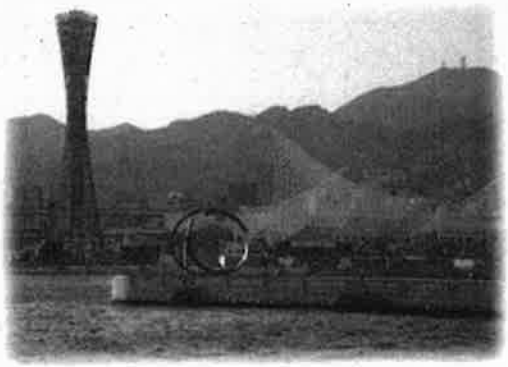

神戸ビエンナーレ

フルート大人数アンサンブル

3．ビジョンの位置づけ

「神戸市文化芸術推進ビジョン」は、具体的な事業計画ではなく、全市的な長期ビジョンの趣旨や方向性を踏まえ、本市の文化芸術施策の目指す姿や基本的な方向性を示す指針です。

令和２（2020）年度に策定する「神戸 2025 ビジョン」には本ビジョンの内容を反映し、全市的な整合性を図るとともに、具体的な取り組みを推進していきます。

また本ビジョンは、「文化芸術基本法」第７条の２及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第８条において、国が策定を地方公共団体の努力義務として規定する「地方文化芸術推進基本計画」「地方障害者文化芸術活動推進基本的計画」に位置付けます。

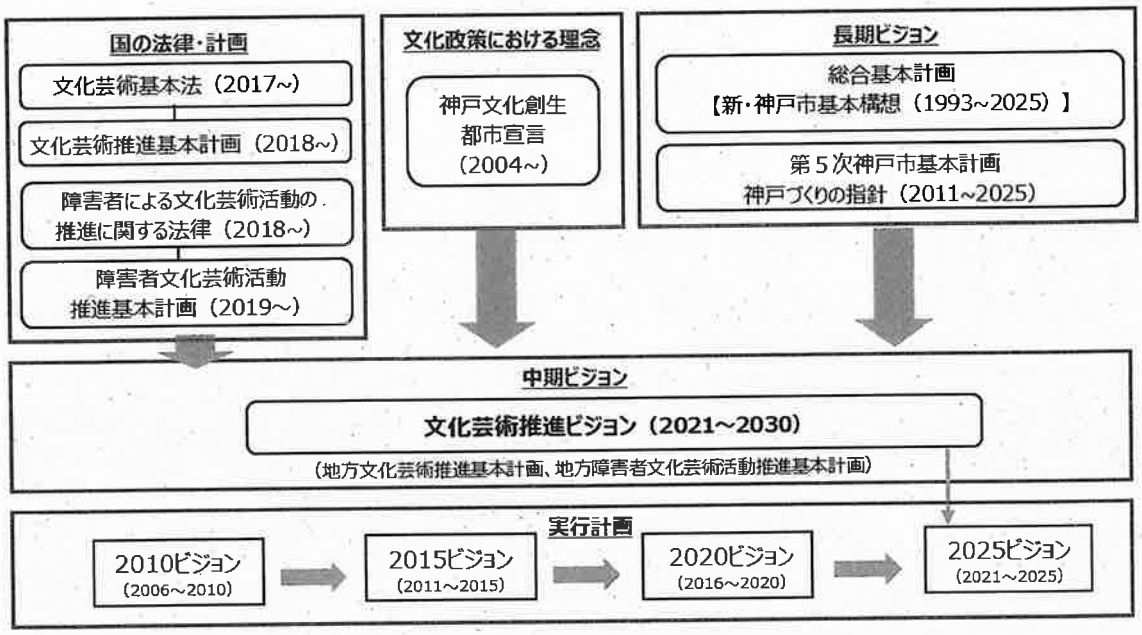

4．ビジョンの期間

2021 年度（令和３年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 10 年間とし、概ね５年程度で中間見直しを行います。

Ⅳ 基本方針

将来像１ 暮らしを彩る

「芸術」と言われると敷居が高くて近寄りがたかったり、できれば近寄りたくなかったりと・・。普段の暮らしからは遠ざけたくなってしまうというのが大方の本音ではないでしょうか。

風光明媚で海と山を有し、港町として発展してきた神戸は「芸術」といういかめしい響きよりも、暮らしを楽しむ「クオリティ・オブ・ライフ」を実現させるための「アート」とは何かを考えるのがふさわしいのかもしれません。

文化は生活に寄り添うもの、そんな想いのもと、暮らしの中に「アート」が自然に溶け込み、私たちの日常生活が豊かに彩られている、そんなまちを目指します。

基本方針

（１）質の高い文化芸術から誰もが気軽に触れられる文化芸術まで、ホールや劇場だけでなく様々な場所で楽しめる機会を創出します。

（２）年齢や障がいの有無、経済的状況に関わらず、子どもから大人まで、市民一人ひとりが生涯にわたって文化芸術に触れ、親しみ、学び続けられる環境づくりを進めます。

（３）これまでのメディアのみならず、自らも発信拠点として、多様なネットワーク、ICT 等を駆使した動画を含むあらゆる表現による文化芸術情報の発信力を強化します。

将来像を具現化するアイデア

- ストリートピアノの展開のような、まちなかで絵を描いたり演奏ができる文化芸術に親しめる環境の整備
- 都心を中心とした上質なサウンドスケープ・ライブパフォーマンス空間の整備
- 神戸産の食材を用いた飲食やステージ提供などまちなかの公開空地の活用
- ホールや博物館・美術館・図書館と各区文化センターなどの連携による身近な文化芸術鑑賞環境の整備
- 神戸の文化芸術シーンの発信拠点となるスタジオの整備による番組の制作及び訴求したい層に向けた的確な配信
- 「with コロナ」「ポスト・コロナ」時代に見合った、あらゆる場所で視聴できるオンライン配信と劇場でのライブ観覧の双方を可能とする配信・課金システムの整備

将来像２　次世代を育てる

アーティストやクリエイター。どこか遠い存在に思っていませんか？
六甲山からの夜景が綺麗に撮れたので投稿してみよう、お気に入りの本のレビューを載せてみよう。街角のストリートピアノを弾いてみよう。インターネットやＳＮＳを通じて全世界の誰とでも繋がることのできる今、日常の何気ない行為を通して、誰でも文化芸術の担い手・受け手になることができます。
小さな頃からアートに親しむことで、何か新しいことにチャレンジしたくなる、活動に没頭したくなる、そのような熱意のある若者たちの主体的な活動をまち全体が応援し、チャレンジ精神に満ちた熱い人や尖った人がどんどん集まってくる、そんなまちを目指します。

基本方針

（１）子どもの頃からホンモノの文化芸術に触れる機会を増やし、次世代の文化芸術の担い手や支え手を育てます。
（２）若手アーティストやクリエイターが神戸で活動に没頭し、定住できる安定した創造環境を整備します。
（３）世界に神戸の文化芸術を発信できる若手アーティストやクリエイターの活動を支援します。

将来像を具現化するアイデア

- 子ども達に伝統文化から音楽まで多様な文化芸術を体験として伝えるための
  アウトリーチの充実
- 身近な環境で多様な活字文化に触れることのできる子どものための図書館の整備
- 文化芸術がプロダクトデザインやスタートアップ等と結びつく仕組みづくり
- 遊休施設や地域特性に応じたアーティスト・イン・レジデンスの整備
- 若手アーティスト・クリエイターを対象とした事業コンペの実施・支援
- 世界的な活躍が期待される神戸出身の若手アーティストの顕彰・支援

将来像３　変化を楽しむ

神戸の良いところは、海・山・街、そして人。古くは平清盛の時代から、海を越えて入ってきた「ヒト・モノ・コト」を寛容に受け入れ、いろんなライフスタイルとして取り入れてきました。

これから５Ｇやキャッシュレス、自動運転や人工知能などテクノロジーの進化により、私たちの生活は大きく変わっていくでしょう。また、新型コロナウイルスの影響により、従来のやり方が通用しなくなっている場面も多々あります。しかし、恐れることはありません。神戸には変化を恐れず新しいことにチャレンジし、自分のものとするチャレンジ精神、「進取の気風」が受け継がれています。

大きなピンチをチャンスと捉え、変化を楽しむ人々の想いが、また新たな文化を創り出す、そんなまちを目指します。

基本方針

（１）文化芸術の力をまちづくりの原動力とするため、経済、教育、福祉、観光、国際交流など他の分野との積極的な連携を図ります。

（２）新しいことにチャレンジしやすい仕組みと多様性を受け入れる環境をつくります。

（３）新神戸文化ホールなど、新たな価値を創造する文化芸術創造発信拠点を整備し、活用していきます。

将来像を具現化するアイデア

- 様々な分野の課題解決や強みの拡充のために文化芸術が連携できる仕組みづくり
- 駅前リノベーション等の整備事業と連携した、ポイントとなる場所でのパフォーマンス空間の整備
- 博物館等がより市民に開かれた場所であるための、新たな施設活用方法の検討およびデジタルテクノロジー導入による現代化
- 劇場映像技術の普及に貢献する「ダンス×映像」のコラボレーションパフォーマンスや、新たな映像表現を育むコンペティション等の実施
- 感染症予防対策（換気機能、非接触型入場システムなど）やユニバーサルデザインに配慮した最新技術を導入した劇場空間の整備
- デジタルを中心とした技術革新に柔軟に対応できる劇場空間の整備
- 神戸市室内管弦楽団や神戸市混声合唱団などプロの楽団の変革。また楽団を活用したシティプロモーションの推進や神戸ブランドの向上

将来像４　自然を活かす

山が緑とすれば、海は青、神戸ビーフは赤。有馬温泉は金泉・銀泉。モノ・コトに「色・個性」があるように、神戸には、海・山・温泉・酒蔵・茅葺民家の農村部、世界と神戸港など、色とりどりの個性にあふれた地域ごとの歴史や魅力が満載です。

温暖な気候に豊かな自然と便利な都市機能。暮らしてよし、観光してよし、１日訪れただけでは伝えきれない神戸の魅力をもっとたくさんの人に知ってほしい。

技術革新や変化があろうとも自然や伝統文化を受け継ぎ、with コロナ時代に都会の密を避けた新しい働き方や暮らし方が注目される中、豊かな資源を活かしてまちの魅力に磨きをかけ、人に選ばれる、そんなまちを目指します。

基本方針

（１）豊かな自然や街中の豊富な文化資源を活かし、エリアごとに異なる地域の魅力・個性に磨きをかけます。

（２）「地域の資源×アート」による地域のブランディングを図り、新しい神戸のイメージを醸成します。

（３）神戸の歴史を物語る文化財や伝統文化、郷土芸能の保存・継承・活用を進めます。

将来像を具現化するアイデア

- 市内をエリアごとにディレクションするアートディレクターの導入
- 豊かな自然とアートの調和による六甲山のブランディングの推進
- 暮らしの魅力を再認識するための、「六甲山」や「旧居留地」、「パン」など神戸の特徴を題材とした物語制作コンテストの実施
- 茅葺古民家に滞在し、日本の伝統文化・芸能等の活動を経験できるような積極的な文化面での高付加価値化の展開
- 古くから地域で守られてきた歴史遺産の掘り起こしと積極的な発信
- 文化財や伝統文化、郷土芸能などを市民全体の財産として支える基盤づくり
- インバウンドに頼りすぎない内需を喚起するエコシステムの構築

将来像５　豊かに繋がる

「次の休日は美術館に行こう」「あそこでやっているストリートライブ、ちょっと聴いてみようかな」そんな何気ない行動が実はアーティストやクリエイターを支えています。

どんなに小さくてもいい、みんなで知恵や時間やお金、できることを出し合って役割分担をすることで、誰かの想いが実現されるとともに、それぞれの居場所が生まれます。

市民・企業・アーティスト・行政等それぞれが「自分にできること」で社会が豊かに繋がる、そんなまちを目指します。

基本方針

（１）市民、企業、芸術家、文化団体、学校、行政等が緩やかに繋がるネットワークを形成します。

（２）各主体それぞれが、強みを生かし「自分にできること」で文化芸術活動を下支えするという意識を醸成し、アーティストやクリエイターの活動基盤づくりを進めます。

（３）文化芸術をコミュニケーションツールとして、年齢・性別・障がいの有無・国籍などの違いを超えた交流が生まれる機会を創出します。

将来像を具現化するアイデア

- アーツカウンシルの研究とともに、アーティストと市民・企業が交わり事業実現に繋げるアートプラットフォームの場づくり
- アートと社会（市民・地域・産業）を繋ぐ人材の発掘・育成
- 高校・大学など教育機関の横の連携の強化
- 神戸市独自のアート・クラウドファンディングの立ち上げやふるさと納税を融合させた新たな資金獲得の仕組みの開発
- 地元経済界が神戸の文化芸術を支える仕組みづくり（神戸文化マザーポートクラブ、ネーミングライツ、公演チケット等の購入による地元アーティストの支援等）
- 寄付文化の醸成につなげるため、募金への協力などで誰かを応援する幼少期からの取り組み
- コロナ禍のような非常時においても文化芸術活動を維持・継続するための手法や知識、情報を共有できる仕組みづくり